



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年 8月17日金曜日 第3002号

◇ 目 次 ◇ 告 示

保安林の指定施業要件の変更予定.....	(森林整備課) ...	647
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....	(水産課) ...	647
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....	(") ...	647
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課) ...	647
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	649
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	649

告 示

○愛媛県告示第787号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 8月17日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
平成10年 9月24日農林水産省告示第1502号（四に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第788号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成30年 8月17日

愛媛県知事 中村 時 広

（南予地方局産業経済部管内）

八幡浜加入区

○愛媛県告示第789号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づ

く付保義務の発生（平成26年 8月愛媛県告示第966号）による保険に付すべき義務は、平成30年 8月16日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成30年 8月17日

愛媛県知事 中村 時 広

（南予地方局産業経済部管内）

八幡浜加入区

○愛媛県告示第790号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年 8月17日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 野崎 明
- 2 事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社磯浦工場
新居浜市磯浦町17番3号
- 3 特定施設に関する事項
第3工場 M系湿式スクラパー

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第27号ル 湿式集じん施設
特 定 施 設 の 能 力	1分間当たり10立方メートル処理（風量）
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着工後2か月後
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成の翌日
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続

特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~9 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4 最大 8	

備考 汚水等は、アンモニア回収施設で処理後、No.1 汚水処理施設で処理される。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) アンモニア回収施設

設置年月日	平成13年 5月15日		
処理施設の種別	物理化学的処理		
処理施設の型式	物理化学的処理		
処理施設の構造	ステンレス製及び合成樹脂製等		
処理施設の主要寸法	縦 44メートル 横 46メートル 高さ 21メートル		
処理施設の能力	1日当たり2,040立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	pH調整及び蒸留方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100	通常 23 最大 50

	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000	通常 11.6 最大 120
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 1.6	通常 0.6 最大 1.6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1,620 最大 1,990	通常 1,620 最大 1,990

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

(2) No.1 汚水処理施設

設置年月日	平成13年 5月15日		
処理施設の種別	物理化学的処理		
処理施設の型式	物理化学的処理		
処理施設の構造	ステンレス製及び合成樹脂製等		
処理施設の主要寸法	縦 77メートル 横 55メートル 高さ 8メートル		
処理施設の能力	1日当たり6,480立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和及び凝集方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~12 最大 1~12	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9.4 最大 14.1	通常 9.4 最大 14.1
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 100	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 13.4 最大 51.7	通常 13.4 最大 51.7
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.30 最大 1.18	通常 0.30 最大 1.18
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 4,770 最大 5,980	通常 4,770 最大 5,980

備考 汚水等は、No.1 工場排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	5.8~8.6
		最大	5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	6.7
		最大	9.9
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	12
	最大	15	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	9.3	
	最大	32.2	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.25	
	最大	1.15	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	7,340	
	最大	9,800	

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第791号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成30年 8月17日

愛媛県東予地方局長 高橋 正 浩

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成30年 8月 7日
- 3 指定道路の位置
四国中央市金生町下分字馬木1186番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 47.55メートル
(2) 幅員 4.50メートル

○愛媛県告示第792号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年 8月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-25)第17183号	平成25年7月4日	(一社)エコフィル建築デザイン	重松 陽希	松山市北斎院町899-7	平成30年7月3日	建築工事業	建設業の廃止
(般-26)第17293号	平成26年4月4日	日下通信	日下 国司	松山市保免西2-2-38	平成30年7月17日	電気通信工事業	建設業の廃止
(般-28)第14844号	平成28年10月30日	堀江工業(株)	高橋 真也	松山市福角町乙484	平成30年7月23日	土木工事業	建設業の廃止
(般-28)第17730号	平成28年6月9日	(有)ポルト	二神 道博	松山市保免西2-3-15	平成30年7月25日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-29)第16169号	平成29年8月28日	松末電機	松末 健一	松山市磯河内甲29-1	平成30年7月25日	管工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-27)第15817号	平成27年9月16日	(有)アーキテクトしほれの家	藪 真知子	松山市南高井町1414	平成30年7月27日	土木工事業 建築工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-27)第16827号	平成28年3月24日	耐震工業(株)	山岡 誠二	松山市祇園町13-6	平成30年7月31日	左官工事業、鉄筋工事業 塗装工事業、防水工事業 建具工事業	建設業の廃止 (一部)